

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 (注2)	署名日 (署名日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
レント	食糧増産援助に関する日本国政府とレント王国政府との間の交換公文	食糧生産の増大に寄与するための農業物資及びその輸送に必要な役務の供与	250,000千円 H15.3.31まで	H14.4.10 マセヘルで (同日)	日本側 榎森邦在レント大使 レント側 モン・オアハエ・トーマス・タバネ外務大臣	H15.2.6 21号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

レントとの無償資金協力取極一覧